

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年5月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2200297 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300007 号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月17日及び平成28年8月15日の標準賞与額を14万8,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月17日及び平成28年8月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年12月17日及び平成28年8月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年12月17日
② 平成28年8月15日

請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書、事業主の回答及びオンライン記録で確認できる同僚の賞与支払年月日により、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、それぞれ当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、14万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年12月17日及び平成28年8月15日の賞与について、請求者の健康保険

厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 〆 関東信越（神奈川県）（受）第 2200239 号
厚生局事案番号 〆 関東信越（神奈川県）（国）第 2300005 号

第1 結論

昭和 52 年 7 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間、昭和 55 年 4 月から昭和 61 年 12 月までの請求期間及び昭和 62 年 3 月から同年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 〆 女
基礎年金番号 〆
生 年 月 日 〆 昭和 10 年生
住 所 〆

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 〆 ① 昭和 52 年 7 月から昭和 53 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から昭和 61 年 12 月まで
③ 昭和 62 年 3 月から同年 10 月まで

私は、請求期間①及び②のうちA市B区に居住していた時は、自営業の精肉店で働き、その給料から国民年金保険料を、毎月、月初めに自宅（C町）近くにあったD銀行（現在は、E銀行）の支店の窓口で納付していた。請求期間②及び③のうちF町に居住していた時は、毎月、町役場の窓口で国民年金保険料を納付していた。

請求期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料について、請求者は、A市B区に居住していた時は、毎月、自宅近くのD銀行の支店の窓口で、F町に居住していた時は、毎月、同町役場の窓口で納付していた旨主張している。

しかしながら、A市国民年金関係年報（昭和 61 年度版）及びF町の広報誌によると、国民年金保険料について、昭和 61 年 3 月までは毎月納付ではなかったことが確認できることから、請求期間①及び請求期間②の一部について、請求者の主張する納付方法と当時の市町村の取扱いが相違している。

また、請求者が記憶する請求期間①、②及び③の各月に係る国民年金保険料の金額は、当時の保険料額と相違している。

さらに、A市のG一覧表、請求者に係るF町の国民年金被保険者名簿及び請求者に係る日本年金機構の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、請求者の請求期間①、②及び③に係

る国民年金保険料の納付記録は確認できない上、請求期間②及び③は、合わせて 89 か月と長期間にわたっている。

加えて、E 銀行は、請求期間①及び②当時の納付書等の金融機関控えについて、保管期間が経過しており、確認できる資料を提供できない旨回答している。

また、A 市 B 区及び F 町は、請求期間①、②及び③の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。